2016年(平成28年) 12月10日発行

【消費税軽減税率対策窓口相談等事業セミナー】

知っていま すか?

主催:筑後商工会議所

消費税軽減税税率制度並びに マイナンバー制度セミナー

今後、消費税率 10%の増税が予定されており、それと同時に日本で初めての複数税率である "軽減税率"の導入が予定されております。 税制改正に備えて今からしっかりと対策を講じておく必要があります。また、平成 28 年 1 月からマイナンバー制度が導入されました。本セミナーでは、それぞれのポイント、注意点をわかりやす説明いたします。 是非、この機会にご参加ください。

日 時 平成28年**12月14日(水) 13:30~15:30**

場 所 筑後商工会議所 3階 大ホール

講師 塩塚修氏

塩塚修税理士事務所代表。筑後商工会議所派遣税理士

受講料

無料

募集人員

50名

内 容

1) 消費税改正の概要

2) 消費税軽減税率への対応

3) 税務面から見たマイナンバー制度への今後の対応

申込方法

平成 28 年 12 月 12 日(月)までに下記申込書をご記入の上、 筑後商工会議所 経営支援課までお申し込みください。

TEL: 0942-52-3121 FAX: 0942-53-6508

--- 切り取らずにそのまま送信ください ------

消費税軽減税率対策窓口相談等セミナー申込書

FAX: 0942-53-6508

1 AA · 0942 33 0300			
事業所名		電話番号	
住 所			
参 加 者 氏 名	; ,	参加者 氏 名	

[※]ご記入いただいた情報は、本セミナーに関することのみに利用させていただきます。